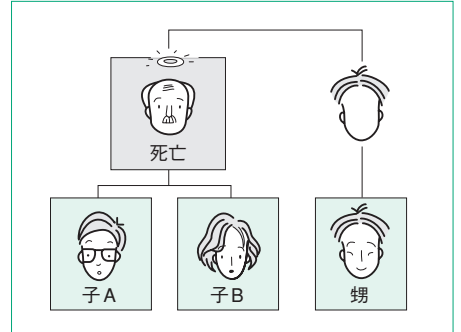


相続税の計算例その2

たとえば 課税価格が2億円の遺産を、子供2人と故人の甥とで相続する場合の相続税を、実際に計算してみましょう。この場合、甥には遺言書で「財産の2分の1を譲る」となっていたものとします。

遺産の相続税課税価格=2億円	遺産の相続税課税価格=2億円
相続人と各人の相続額=甥 ……1億円	
子A …6,000万円	甥 1億円
子B …4,000万円	子A 6,000万円
	子B 4,000万円



1 基礎控除額を計算します。

- この場合、甥は法定相続人ではないので、基礎控除の認められる法定相続人は2人になります。
- 基礎控除額 = 5,000万円 + (1,000万円 × 2人) = 7,000万円

2 課税遺産総額を計算します。

- 課税遺産総額 = $\frac{\text{(遺産の相続税課税価格)}}{2 \text{ 億円}} - \frac{\text{(基礎控除額)}}{7,000 \text{ 万円}} = 1 \text{ 億}3,000 \text{ 万円}$

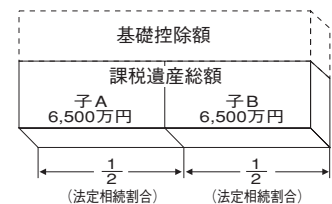
基礎控除=7,000万円
課税遺産総額=1億3,000万円

3 相続税の総額を出します。

①各人の法定相続割合による取得分は………

- 子A = $1 \text{ 億}3,000 \text{ 万円} \times \frac{1}{2} = 6,500 \text{ 万円}$
- 子B = $1 \text{ 億}3,000 \text{ 万円} \times \frac{1}{2} = 6,500 \text{ 万円}$

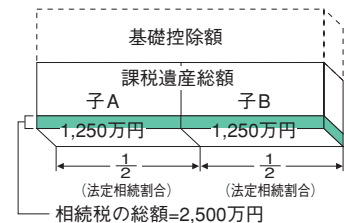
※甥は法定相続人ではないので、この場合は無視して計算します。



②子Aの法定相続分の相続税額は………

- 119ページの相続税速算表より、子Aの取得分6,500万円に対する税率は30%、控除額は700万円。

- したがって、
法定相続分による
子Aの相続税額 = $6,500 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 1,250 \text{ 万円}$ ①



③子Bの法定相続分の相続税額は………

- ②で計算した子Aの場合と同じで1,250万円 ②

法定相続分による相続税の総額 = $\frac{\text{(子Aの分①)}}{1,250 \text{ 万円}} + \frac{\text{(子Bの分②)}}{1,250 \text{ 万円}} = 2,500 \text{ 万円}$

4

相続税の総額を、実際の相続割合に按分し、控除などを差し引きます。

① 甥の相続割合と相続税額は……

$$\bullet \text{甥の実際の相続割合} = \frac{\text{(実際の取得分)} \ 1\text{億円}}{\text{(相続税の課税価格)} \ 2\text{億円}} = \text{(実際の相続割合)} \ 0.5$$

$$\bullet \text{甥の相続税額} = \text{(相続税の総額)} \ 2,500\text{万円} \times \text{(実際の相続割合)} \ 0.5 = 1,250\text{万円}$$

この場合、甥は相続税額の2割加算の対象となります。(▶98ページ・質問61「相続税の配偶者に対する相続税額の軽減など」参照)。

$$\bullet \text{甥の実際の相続税額} = 1,250\text{万円} \times 1.2 = 1,500\text{万円}$$

甥の相続税額は1,500万円です。

② 子Aの相続割合と相続税額は……

$$\bullet \text{子Aの実際の相続割合} = \frac{\text{(実際の取得分)} \ 6,000\text{万円}}{\text{(相続税の課税価格)} \ 2\text{億円}} = \text{(実際の相続割合)} \ 0.3$$

$$\bullet \text{子Aの相続税額} = \text{(相続税の総額)} \ 2,500\text{万円} \times \text{(実際の相続割合)} \ 0.3 = 750\text{万円}$$

子Aの相続税額は750万円です。

③ 子Bの相続割合と相続税額は……

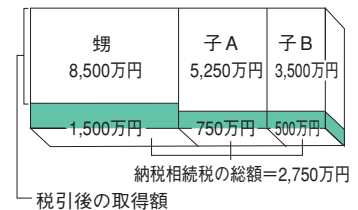
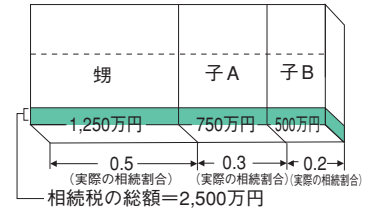
$$\bullet \text{子Bの実際の相続割合} = \frac{\text{(実際の取得分)} \ 4,000\text{万円}}{\text{(相続税の課税価格)} \ 2\text{億円}} = \text{(実際の相続割合)} \ 0.2$$

$$\bullet \text{子Bの相続税額} = \text{(相続税の総額)} \ 2,500\text{万円} \times \text{(実際の相続割合)} \ 0.2 = 500\text{万円}$$

子Bの相続税額は500万円です。

④ 最後に納税相続税の合計も出しておきましょう。

$$\text{(甥の税額)} \ 1,500\text{万円} + \text{(子Aの税額)} \ 750\text{万円} + \text{(子Bの税額)} \ 500\text{万円} = 2,750\text{万円}$$



COLUMN

遺言に関する決まり

遺言は自分の財産の処分の方法を自分で決めたものです。これが一定の方式に則った正しいものであれば、ここに記載された内容は、法定相続に優先します。つまり、相続権のない人に財産を譲るとしていてもそれが認められることになります。

ただし、遺言が正規のものであるかどうかの確認は必要です。遺言状は民法で決められた方式が要求されますから、それを満たしていないときは、無効とされることがあります。遺言の方式は次の通りです。

- ① 自筆証書遺言…遺言者が自分で内容、日付、氏名を書いて捺印したもの。
- ② 公正証書遺言…証人2人以上の立ち会で公証人が内容を公正証書に作成、各人が署名、捺印したもの。
- ③ 秘密証書遺言…自筆または代筆、タイプなどにより遺言内容を書き、本人が署名、捺印したものを封印、2人以上の承認の立ち会で公証人に証明してもらうもの。